

○ 基準日後に出生した新生児・別居扶養親族の児童（別居監護）にかかる
 ことも加算の申請について

令和6年12月13日を基準日とする函館市低所得世帯臨時特別給付金〔令和6年度住民税非課税世帯3万円給付金〕（以下、「基礎給付」という。）のことも加算は、原則として基礎給付の支給決定を受けた方（支給対象となった方を含む）が対象となりますので、基礎給付にかかる確認書または申請書が未提出等の理由で基礎給付の支給決定を受けていない方は、基準日時点の世帯状況等を判断するために、基礎給付の確認書または申請書およびその他判定に必要な書類を提出していただく必要があります。

なお、基礎給付の「支給のお知らせ」がきき確認書などに新生児の氏名が記載されている場合は、すでに新生児分のことも加算も基礎給付に加算されていますので、以下の申請は不要です。
 詳しくはコールセンター（☎ 0120-433-155）へご連絡ください。

< 基準日を過ぎて出生した新生児にかかることも加算の申請方法 >

- ① 函館市へ出生届を提出した方（令和7年6月30日までに提出し、市に受理された方）
 市で確認できた方から「ことも加算確認書」を順次送付しますので、そちらをご確認ください。
 （→ 本申請書は使いません）
- ② 函館市以外の市区町村へ出生届を提出（転居等）した方・令和7年7月1日以降に出生した児童がいる方
 本申請書に裏面に記載している必要書類を添付のうえ令和7年7月31日までに下記申請書送付先へ送付（消印有効）してください。

申請書送付先 〒040-8766 函館中央郵便局 私書箱第9号 函館市保健福祉部臨時特別給付金担当 宛

< 別居扶養親族の児童（別居監護）にかかることも加算の申請 >

・令和6年12月13日（基準日）において、住民票上別世帯で生計が同一である18歳以下の児童を扶養している場合は、この申請書の裏面に別居監護（生計が同一）していることを記入し、申し立ていただく必要があります。なお、対象児童の課税状況や監護状況を確認できる書類（非課税証明書や児童手当において別居監護していることが確認できる書類など）の提出が必要となる場合があるほか、申立状況を確認するために世帯主の方にお電話することがありますので、あらかじめご了承ください。

記入例 (表)

函館市低所得世帯臨時特別給付金
 ことも加算申請書（請求書）（令和6年度）

本申請書は、令和6年12月13日を基準日とした「函館市低所得世帯臨時特別給付金（住民税非課税世帯3万円給付金）」の支給決定を受けた方で、基準日以降に函館市以外の市区町村へ転出しその後出生した児童や別世帯で扶養している児童などのことも加算を申請するためのものです（これらの児童は申請によって対象となる場合があります）。

申請期限は「令和7年7月31日（消印有効）」ですが、書類に不備がある場合は差し戻しすることになり申請期限までに受付できない場合がありますので、ご注意ください。

なお、ことも加算は原則として上記給付金の支給口座と同一口座へお振込みいたします。（給付金を代理受給された方は代理受給口座へお振込みいたします。）

函館市長 様

表面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

申請日 令和 ○年 ○月 ○日

申請・請求者（世帯主）署名

申請・請求者（世帯主）署名 （フリガナ）		
氏名	生年月日	現住所
ハコダテ タロウ	大 〇年 〇月 〇日	函館市〇〇町〇〇番〇〇号
函館 太郎	〇〇年 〇月 〇日	電話 XXX-XXXX-XXXX

2 ことも加算の対象となる世帯員状況

№	氏名 （フリガナ）	申請者との 続柄	生年月日	令和6年1月1日時点の住所 （異なる場合は、カッコ内（扶養親族）でください）	令和6年度の住民税 均等割課税状況
1	ハコダテ タロウ	世帯主	〇年 〇月 〇日	〇〇市 〇〇区 〇〇番 〇〇号	〇課税 〇非課税 〇未申告
2	函館 太郎	三男	〇年 〇月 〇日	〇〇市 〇〇区 〇〇番 〇〇号	〇課税 〇非課税 〇未申告
3					
4					

記入した内容を確認して、署名（基礎給付の対象となった世帯主の方）と連絡先電話番号を記入してください。

基準日後に出生した新生児 または 別居扶養親族となっている児童を記入してください。

基礎給付の支給対象となった世帯主が扶養（生計が同一）している必要があります。

別居扶養親族の児童（別居監護）を申請する場合は、1月1日時点の住所を記入してください。

【裏面も必ずお読みください。】

